

平成26年版 愛媛県環境白書の概要

概 要

県では、「愛のくに 愛顔あふれる愛媛県」を基本理念とする第六次長期計画「愛媛の未来づくりプラン」に基づき、4つの愛顔づくりのひとつである環境分野において、「環境と調和した暮らしづくり」、「自然と共生する社会の実現」等を主要政策として、県民の方々への環境意識の普及啓発をはじめとする、さまざまな施策を推進しているところです。

トピックス

自然環境と生物多様性を保全するため、石鎚山系でのエコツーリズムを推進するとともに、石鎚山の自然環境を保持するため、環境配慮型トイレを設置し平成26年11月から供用を開始しました。また、「生物多様性えひめ戦略」（平成23年12月策定）に基づき、約10年ぶりにレッドデータブックの改訂も行い、平成26年10月に「愛媛県レッドデータブック2014」を発行しました。

また、住民、民間団体、学校、事業者等と行政が相互に協力して、環境保全活動や環境教育等に取り組む「協働取組」の輪を広げていくため、環境コーディネーター養成・資質向上の講座を開催するほか、「愛媛県バイオマス活用推進計画（平成24年6月策定）」に基づき、県独自のエコ・アクションポイント制度「エコえひめ・ストップ・ポイント」を構築するなど県民のバイオマス活用に対する意識向上を図ったり、省エネを推進したりするため「みんなで出かけまシェアキャンペーン」として「クールシェア」、「ウォームシェア」の各キャンペーンを実施しました。

一方で、新エネルギー等の導入促進として、家庭用燃料電池の導入促進のための補助事業や導入が進んでいない小水力やバイオマス発電などの再生可能エネルギー導入可能性調査への補助制度の創設など再生可能エネルギーの導入促進を図ることとしています。

さらに、平成25年1月中旬頃からの中国における大気汚染問題を契機に、微小粒子状物質（PM2.5）に対する県民の関心が高まったことから、県内4か所に新たにPM2.5測定局を整備しPM2.5の監視体制の強化を図りました。

1 えひめ環境新時代に向けて

(1) 環境保全の総合的推進

低炭素社会の実現、循環型社会の構築、生物多様性の保全など、重要性を増す環境課題に的確に対応するため庁内体制の整備を図り、愛媛県環境基本条例やえひめ環境基本計画に基づき、環境保全に関する様々な施策の推進を図っている。

(2) 地球温暖化対策の推進

愛媛県地球温暖化防止実行計画に基づき、県内全域の温室効果ガス排出量並びに県の事務及び事業における温室効果ガス排出量削減のための施策を積極的に展開するとともに、愛媛県バイオマス活用推進計画に基づいて再生が可能な資源であるバイオマスの着実な活用を図っている。

(3) 循環型社会の構築

「第三次えひめ循環型社会推進計画」に基づき、循環型社会の構築に向けた各種の施策を総合的かつ計画的に推進している。

(4) 瀬戸内海環境保全対策の推進

瀬戸内海の環境保全を総合的に進めるため、第7次水質総量削減計画、第三次全県域下水道化基本構想及び瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画等に基づいて、瀬戸内海の環境保全対策等を推進している。

(5) 生物多様性保全の取り組み

将来にわたって人と自然が共生し、豊かな自然と文化が守り育まれる社会の実現を目指して生物多様性えひめ戦略を策定し、生物多様性の保全と管理をはじめ、多様な人々の連携・協働などを推進している。

2 平成25年度の現況

(1) 環境教育の充実と環境保全活動の促進

学校や地域における環境教育を充実させるとともに、えひめ環境大学の開催等を通じて環境教育等を推進する人材の育成に努めた。また、小・中・高校生を対象にした「環境啓発ポスターコンクール」をはじめ、「三浦保」愛基金を活用による環境コーディネーターの養成、「愛リバー・サポーター制度」等によって、環境活動団体と行政との協働化を推進した。

(2) 地球環境の保全

県民総ぐるみによる取組の一環として「みんなで出かけまシェアキャンペーン」として「クールシェア」、「ウォームシェア」の各キャンペーンを実施したほか、「愛媛県バイオマス活用推進計画」に基づき、県独自のエコ・アクションポイント制度「エコえひめ・ストッパー・ポイント」を構築し、使用済み天ぷら油の回収場所への持ち込みやバイオ燃料の購入などのエコ活動を行った県民に対して経済的インセンティブを付与する制度を実施し、県民のバイオマス活用に対する意識の向上を図るなど地球温暖化の防止に向けての普及啓発や取り組みの定着化を図った。

(3) 循環型社会の構築

県内の一般廃棄物の年間総排出量は、平成25年度（速報値）で約47.8万t（前年度約48.3万t）で、そのうち資源化量は約8.8万t（前年度約8.7万t）で、リサイクル率は18.4%となっている。産業廃棄物については、「資源循環促進税」を活用して、紙産業資源循環促進支援事業や産業廃棄物不法投棄未然防止対策の強化など、産業廃棄物の排出抑制、減量化や有効利用を促進するとともに、適正処理の確保を図った。

(4) 自然環境と生物多様性の保全

県内に生育している動植物の現況把握に努めるとともに、自然公園等の適正管理や石鎚山クリーンアップ、エコツーリズムの推進により自然保護思想の普及啓発や自然との触れ合いに努めた。

(5) 環境と経済の好循環

セミナーによる環境関連ビジネスの情報提供や、地球温暖化対策の一つであるオフセットクレジット（J-V E R）制度への取組支援など、環境産業の創出と育成に努めるとともに、エコファーマーの育成や森林そ生など環境保全型農林水産業の推進に努めた。

(6) 生活環境の保全と創造

平成25年度の本県の大気環境は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素において環境基準を100%達成、光化学オキシダント及び微小粒子状物質は基準を超過した。なお、PM2.5の注意喚起が1回あり、光化学スモッグ注意報の発令等はなかった。水環境については、健康項目はすべての地点、すべての項目で環境基準を達成しているが、生活環境項目は、BOD又はCODにおいて、河川で89%、湖沼で100%、海域で88%の達成率になっている。公害苦情処理については、県および市町における苦情受理件数は932件で前年度より47件増加している。その他騒音、振動、悪臭、土壌環境、環境放射能、有害化学物質等の概況について測定データ等をもとに検証している。